

議員提出議案について

平成25年度第4回筑紫野市議会定例会（6月）において、次の発議を提案し、可決しましたので、その内容をお知らせします。

| | |
|---|----------------------------------|
| 発議第5号 | 筑紫野市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について |
| <p>【趣旨】 市議会では、筑紫野市特別職及び職員の給与減額支給措置を踏まえ、議会の議員について報酬の支給額を減額するため、特例条例を制定しました。</p> <p>【概要】 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、議員報酬の月額から一律5パーセントを乗じた額を減ずる内容です。</p> | |
| 発議第6号 | 国家公務員給与削減と連動した地方交付税削減に対する意見書について |
| <p>【趣旨】 政府は、平成25年度の地方公務員給与について、国家公務員の給与減額措置に準じて削減を求め、それを前提として地方交付税を削減しました。 この措置は、東日本大震災を受けた例外的・時限的な措置であると理解するものですが、地方六団体が総務相に提出した要請文の中でも「地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたと受け止めざるを得ない」、また、「条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げ要請が行われたことはあってはならない」と述べられているように、極めて問題の多い措置であると言わざるを得ません。 よって、国会及び政府においては、地方分権の推進、地方税財源の確保・充実を念頭に、地方との十分な協議を行うこと、並びに、地方公務員給与費に係る地方交付税を削減する、今回のような措置を二度と行わないよう考慮することを要請するものです。</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官</p> | |